

アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の主な変更点

前文

アフリカ豚コレラの感染拡大には、野生いのししの関与が大きいと考えられること、ウイルスが我が国に侵入し、野生いのししに浸潤した場合、早期の清浄化が困難となるおそれがあることを明記。

第1 基本方針

→豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針 (豚コ指針) に準じる

第2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備

→豚コ指針に準じる

第3 異常豚の発見及び検査の実施

○ アフリカ豚コレラの診断のための動物衛生課との協議及び検体の保存方法と搬送方法【留意事項】
豚コレラウイルスの感染が否定でき、アフリカ豚コレラの診断を実施する場合、動物衛生課との協議内容、また、その際の材料の保存方法及び輸送方法について明記。

第4 病性等の判定

○ 血清抗体検査の結果判定【留意事項】
動物衛生研究部門で実施する間接蛍光抗体法、エライザ法、ウエスタンブロット法の結果を踏まえ、総合的に判定することを明記。

第5 病性判定時の措置

→豚コ指針に準じる

第6 発生農場等における防疫措置

○ 汚染物品は、埋却等による処理を行うまでの間、野生いのししを含む野生動物が接触しないよう隔離及び保管することを記載。

- と殺の終了後、消毒に併せて、ウイルスを伝播する可能性があるダニ等の吸血昆虫の散逸を防ぐため、畜舎内を中心に殺虫剤を散布することを追記。

- 汚染物品の処理について【留意事項】
処理が完了する条件及び具体的な処理方法を明記。

第7 通行の制限又は遮断
→豚コ指針に準じる

第8 移動制限区域及び搬出制限区域の設定
○ 制限区域内の発生農場以外からの敷料、飼料及び家畜飼養器具の移動について、移動制限及び搬出制限の対象外であることを明記。

第9 家畜集合施設の開催等の制限
→豚コ指針に準じる

第10 消毒ポイントの設置
→豚コ指針に準じる

第11 ウイルスの浸潤状況の確認
○ 疫学関連家畜が患畜又は疑似患畜と接触後、21日経過した後
に実施する抗体検査で陰性が確認されるまで、移動を制限する
ことを明記。

- 疫学調査に関する事項・実施項目【留意事項】
都道府県は、疫学関連農場における疫学調査として、本病のウイルスが伝播する可能性のある事項について幅広く調査を行うこと、また、疫学調査の対象及び調査事項について明記。
- 発生農場確認検査における検査内容、検査頭数及び方法【留意事項】
採材頭数及び検査方法の詳細について明記。

第 12 ワクチン

→変更なし

第 13 家畜の再導入

→豚コ指針に準じる

第 14 発生の原因究明

→豚コ指針に準じる

第 15 その他

→豚コ指針に準じる

(以上)